

新型コロナ  
 ウイルス  
 感染症  
 について

4月7日 小池知事の会見内容

更新

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/04/07.html>

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (4月7日付)

更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000620039.pdf>

4月7日に  
 閣議決定  
 された  
 緊急経済対策

NEW

[https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407_taisaku.pdf)

関係法案が国会で成立すること等が実施の前提です。現時点では詳細は未決定です。

**持続化給付金** 中堅・中小企業は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

**生活支援臨時給付金** 1世帯当たり30万円の給付

**事業者の国税・地方税・社会保険料の1年間の無担保、延滞税無しでの納付猶予**

**新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金**

・対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇についても支援を行う予定です。4月以降の休暇に関する詳細はまだ公表されていません。

※雇用されている労働者向け

・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者（正規雇用、非正規雇用問わず）が対象者となります。

・労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に對する助成金です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

※委託を受けて個人で仕事をする人向け

・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の世話を含め、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

⇒申請するには、発注者の協力(書類への記名押印)が必要です。早めのご準備をお薦めします。

**テレワーク関係の助成金：感染症の拡大防止・緊急時の事業継続対策としての  
 テレワーク環境の整備に対する助成**

**事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（東京しごと財団）**

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>

・東京しごと財団の助成金内容を確認できます。

⇒既に、多くの応募がある様ですが、予算の確保に努めていただいている様です。

事前に提出する計画書が認可された後で無いと機器購入はできませんが、テレワーク導入を検討している都内の事業所にはお薦めの助成金です。

**働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html)

・厚生労働省の助成金内容を確認できます。

**特別休暇制度整備に対する助成金**

**時間外労働等改善助成金（職場意識改善コースの特例）**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

・職場意識改善コースの特例を確認できます。3/13が申請受付〆切ですが4/1以降は、働き方改革推進支援助成金として取り扱われる予定です。

⇒就業規則の作成・変更費用も助成対象です。

事業継承緊急対策助成金とこの助成金のセットでの活用も可能です。

助成金  
 について



**雇用調整助成金** **：事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図るため休業手当、教育訓練、出向に要した費用を助成**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>

- ・生産性指標の要件緩和 1カ月5%以上低下
- ・助成率 中小企業=4/5 大企業2/3 解雇等を行わない場合 中小企業 9/10 大企業 3/4
- ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含める
- ・計画届の事後提出を6月30日まで認める
- ・支給限度期間を1年100日、3年150日 にプラスして4/1~6/30

の特例措置が拡充予定です。但し手続きの詳細は4/9時点で明らかになっていません

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618281.pdf> 3月25日付の案内チラシです。

**新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

**東京都の奨励金です。**雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応給付金を利用した企業に対する奨励金です。申請期限は6月30日までですが、それまでに、いずれかの助成金の支給決定を受けている必要があるため、注意が必要です。

助成金  
 について

労働保険料  
 社会保険料  
 について

**NEW**

**「新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等を納付することが困難となった場合の労働保険料等の猶予制度」**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)

- ・従来から労働保険料等の納付猶予制度はありましたが、要件などが従来のものとは若干異なっており、労働保険料等猶予に関するリンク先がいくつか掲載されています。
- ⇒従来の猶予制度との違い、Q&A、申請書、申請の手引きなども掲載されているので参照下さい。

**国民年金被保険者の方へ 新型コロナウイルスの影響により保険料の納付が困難となった場合の免除制度**

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

- ・内容は、通常と同じでコロナ対策用に新設されたわけではありませんが、年金機構が「コロナウイルスの影響により納付が困難となった場合」としてHPに掲載しています。
- ⇒失業や事業の廃止(廃業)した方も対象で納付猶予となる可能性があります。

**事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により保険料の納付が困難となった場合の猶予制度」**

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

- ・こちらも従来と同じでコロナウイルス対策で新設した内容ではありません。「換価の猶予」と「納付の猶予」があり、分割納付や財産の差し押さえや売却等、現金化が猶予されます。
- ⇒資金繰りに窮している事業主にとっては役立つ可能性があります。

**「事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額の納付が困難となった場合について」**

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200325.html>

- ・一時点に厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額(基金徴収金)を納付することが困難な場合、事業主の方からの申し出に基づき4つの対応が認められる場合があるとされています。
- ⇒4つの対応とは、各月納付予定額の変更、分割納付期限の延長、分割納付額の変更、計画期間の延長を行う場合の年次の納付額変更とされています。

**新型コロナウイルスに関するQ&A (企業の方向け)** **4月6日時点**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

- ・労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇等)から労働時間、安全衛生について等まで、コロナ関連で質問が出そうな内容を幅広くカバーしています。

**新型コロナウイルスに関するQ&A (労働者の方向け)**

**3月25日時点**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)

- ・労働者の方から質問がありそうな休業手当や年次有給休暇、その他について掲載されています。⇒不定期に更新されていますので、参考にして下さい。

**新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について**

**3月6日時点**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604969.pdf>

- ・傷病手当金の支給に関するQ&Aが記載されています。上記「新型コロナウイルスに関するQ&A」と併せて確認いただくと、企業が従業員を休業させる際の留意点を網羅的に把握できます。

労働者を  
 休ませる  
 場合等

**更新**

経済産業省 <https://www.meti.go.jp/covid-19/> 4月8日時点

更新

事業主向けパンフレット <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

世田谷区 <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/003/003/d00185130.html>

新型コロナウイルス感染症対策緊急融資：事業主対象 4月7日時点

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/003/003/d00185236.html>

更新

⇒4月1日より受付開始された、新型コロナウイルス感染症の影響により、  
売上高等が減少している区内事業者を対象にした、新たな資金融資制度の案内です。  
窓口が大変混みあっており、相談には事前予約が必要です。予約枠は順次拡大を行う予定です。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等でお悩みの方に対する  
緊急小口資金等の貸付（特例貸付）：個人対象

<https://www.setagayashakyo.or.jp/index.php?cID=3155>

⇒新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの世田谷区民の方を  
対象にした、緊急小口資金等の特例貸付の案内です。

中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>

⇒東京都で実施している、新型コロナウイルス感染症の影響による休業での収入減等に対し、  
中小企業の従業員の方の生活の安定を図るための、実質無利子の融資の案内です。

技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

<http://www.moj.go.jp/content/001316780.pdf>

⇒技能実習生に関する対応についてQ&A方式でお知らせしています。

会社に雇われている外国人の皆さんへ(新型コロナウイルス感染症に関する情報)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html)

・新型コロナウイルス感染症に関する外国人労働者向け情報です。  
⇒外国人であることを理由として、外国人の労働者を日本人より不利に扱うことはできません。

Tokyoはたらくネット『労働相談』

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/index.html>

・賃金・退職金等の労働条件や労使関係など労働問題全般の相談に応じています。  
⇒通訳を配置し、英語・中国語でのご相談をお受けしています。

東京労働局 外国人労働者相談コーナーの案内

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000623501.pdf>

・日本で働く外国人労働者の皆さまのために、英語・中国語・タガログ語・  
ベトナム語・ミャンマー語・ネパール語による労働条件の相談を窓口・電話で  
受け付けております。

⇒労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行っています。

労働条件に関する総合サイト 確かめよう労働条件-相談機関のご紹介  
(外国人労働者向け)

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

・外国人労働者向けの相談ダイヤル、相談コーナーの所在地、連絡先を紹介して  
います。

⇒労働条件等について、国内において外国語で相談できる窓口を紹介しています。

多文化共生ポータルサイト 新型（しんがた）コロナウイルスについて  
<やさしいにほんご>/About the New Coronavirus<English>

<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>

・新型（しんがた）コロナウイルスの 日本語（にほんご）以外（いがい）の  
言葉（ことば）と やさしいにほんごの情報（じょうほう）を集めました  
（あつめました）。

We share information about the New Coronavirus in other languages and Easy Japanese.

⇒新型コロナウイルスの情報だけでなく出入国在留管理庁からのおしらせも掲載されています。

融資関連

外国人の方  
に役立つ  
情報

三茶おしごとカフェ（世田谷区三軒茶屋就労支援センター）

<https://www.setagaya-icl.or.jp/oshigotocafe/top.html>

⇒就労支援や世田谷区内や近郊のフルタイムやパートの求人の紹介をしています。

ぶらっとホーム世田谷(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター)

<https://www.setagayashakyo.or.jp/service/puratto>

⇒世田谷区に在住で、「生活に困っている」、「就職したい」など、生活上の様々な困難に直面している方が、ご相談できる相談窓口です。

採用内定取り消しの防止について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000608829.pdf>（事業主向け）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000608831.pdf>（学生向け）

・政府が内定取り消しに特段の配慮を要請したことでリーフレットが厚労省のHPに掲載されました。

⇒相談は労働者側からが多いと思われそうですが、解雇が無効となる事由等にも言及しており、事業主には内定取り消しについては相当な注意を払うようよびかけることが必要になります。

介護業界 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取り扱いについて

第一報 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597519.pdf>

第二報 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599390.pdf>

第三報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000601692.pdf>

第四報 <https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/tuuti653.pdf>

第五報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000613893.pdf>

第六報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000619853.pdf>

更新

その他

法テラス特設ページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報について」4月8日時点

<https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/houterasu-korona.html>

更新

⇒法的トラブルを抱えてしまったときに問題解決への「道案内」をするのが「法テラス」です。そこに新型コロナウイルスに関する特設ページが開設されました。

国民生活センター「新型コロナウイルス感染症関連」4月6日時点

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coronavirus.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html)

更新

⇒新型コロナウイルスに関連した情報発信が行われています。根拠のないうわさなどにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう。

下請けかけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

⇒中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」では、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、取引でお困りの事業者の相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談

新型コロナウイルス感染症により経済活動や労働環境に影響が出ていることから、社会保険労務士による「新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談」を設置しています。

・電話相談番号：03-6805-3171

・受付時間：平日午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

・対象：区内在住・在勤の労働者および区内中小事業者

